国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.
Press Release

東京都北区

令和７年８月２２日
国土交通省関東地方整備局
荒川下流河川事務所
東京都北区

# 「北区岩淵周辺地区かわまちづくり」計画が登録

## ～ 北区において登録証の伝達式を行います ～

令和７年８月１日、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す取組である「かわまちづくり」支援制度に、関東地方整備局管内で新たに「北区岩淵周辺地区かわまちづくり」計画が登録されました。

このたび、荒川下流河川事務所長から北区長へ「かわまちづくり」計画の登録証を手交する伝達式を下記のとおり行いますので、お知らせします。

＜登録証の伝達式＞

日　時　：　令和７年８月２６日（火）１６：４０から
場　所　：　東京都北区役所第１庁舎４階　第２委員会室
所在地　：　東京都北区王子本町１丁目１５番２２号
出席者　：　北区長、荒川下流河川事務所長

＜報道関係の皆様へ＞

・伝達式は、報道機関を通じて公開いたします。（傍聴・撮影可）
・伝達式終了後、報道機関向けに事業概要を説明いたします。（取材・撮影可）
・報道関係者の方で取材等を希望される方は８月２５日（月）１２時００分までに以下のメールアドレスに事前登録をお願いします。
　件　名：【取材希望】北区かわまちづくり伝達式
　本　文：氏名(ふりがな)、所属、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)
　送付先：ktr-arage-press@ki.mlit.go.jp

＜発表記者クラブ＞
竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、川口市記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局 荒川下流河川事務所
電話：０３－３９０２－２３１１（代表）　メールアドレス：ktr-arage-press@ki.mlit.go.jp
副所長　　杉　山（すぎやま）（内線：２０５）
地域連携課　課長　石戸谷（いしとや）（内線：３６１）

# かわまちづくり支援制度の概要

国土交通省

水源地から河口まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。（令和7年8月時点：303か所）

## ソフト施策による支援

・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進

・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

### 都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例

遊歩道の民間活用
（道頓堀川／大阪市）

オープンカフェの設置
（京橋川／広島市）

### 先進的な取組の情報提供

民間事業者の参加
（信濃川／新潟市）

賑わい拠点の整備
（木曽川／美濃加茂市）

## ハード施策による支援

・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援
（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）

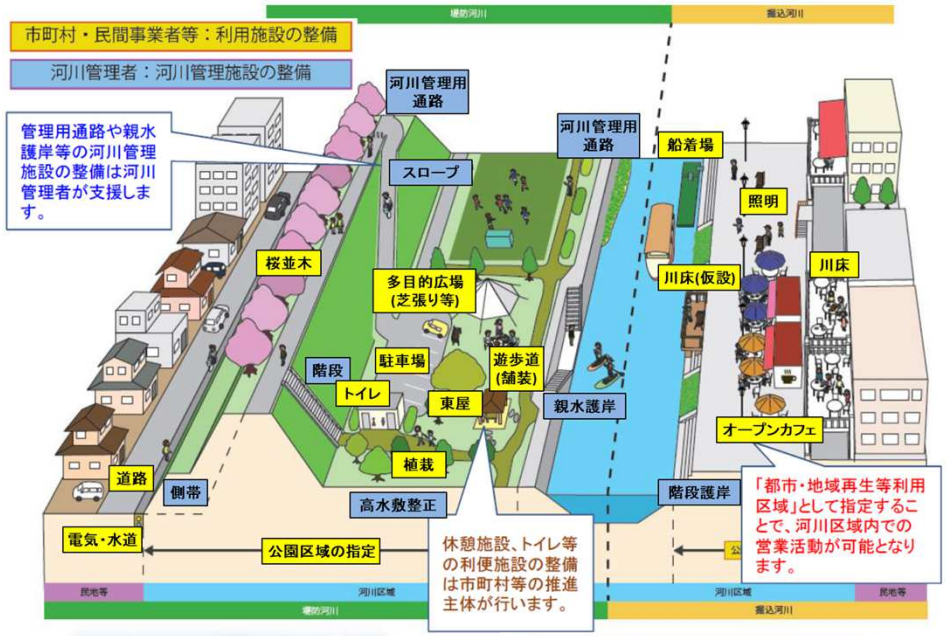

河川管理用通路の利用
（最上川／長井市）

親水護岸の利用
（新町川／徳島市）

かわまちづくりウェブサイト：https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/index.html

# 「北区岩淵周辺地区かわまちづくり」（東京都北区）

対象河川　：　一級河川　荒川水系荒川　【国管理河川】

市町村名　：　東京都北区

推進主体　：　東京都北区

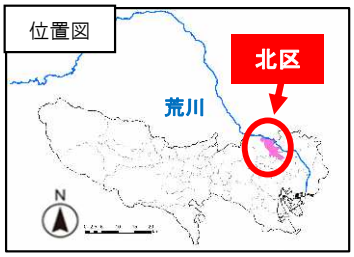


## 1. 概要

荒川の河川敷は、スポーツや散策、自然とのふれあいができる都市部における貴重なオープンスペースとして、多くの人々に親しまれている。北区では、都市計画マスタープランの目標の一つに「人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち」を位置づけ、水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくりを推進している。対象地域は新志茂橋の整備事業以降、河川敷の利活用を図る社会実験がなされており、また、令和6年度に「旧岩淵水門」が国の重要文化財に登録されたことを機に、利用者、来街者の増加が期待される。また、かつて宿場町であった沿川の岩淵地区は、防災まちづくりへの取組みも進められている。

本計画では、治水の歴史とともに育まれてきた地域の歴史の継承と、自然環境・地域資源を活かした河川空間の更なる活用促進や観光拠点化を図るため、河川敷における快適な滞留空間及び赤羽岩淵駅を中心としたまちからのつながり、回遊性の強化に取組む。

国土交通省では、この取組みに対し、必要となる河川管理施設を整備するほか、河川敷地占用許可準則第22に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

## 2. ハード施策の内容

国土交通省　：　親水護岸、高水敷基盤整備、天端舗装拡幅、坂路　等の整備

北　　区　　：　休憩施設、トイレ、照明、広場整備、誘導サイン、施設整備に伴う電気・水道の敷設　等の整備

## 3. ソフト施策の内容

国土交通省　：　都市・地域再生等利用区域の指定、環境学習の支援　等

北　　区　　：　水辺や河川敷を活用したイベントの実施、
民間等と連携した水上アクティビティ等の導入、広報・運営等

【整備イメージ】

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。